第4次大分県廃棄物処理計画の概要

第 I 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

「第3次大分県廃棄物処理計画(H23~H27)」に基づき、廃棄物の減量その他 その適正処理に関する施策を推進

- 産業廃棄物については、排出抑制、再生利用が進むものの、一般廃棄物については、 排出量等が横ばい状態
- 不法投棄は減少傾向にあるものの依然として後を絶たない



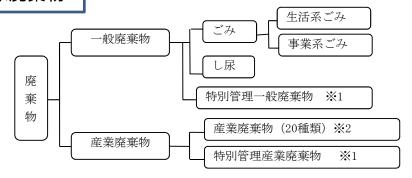
本県の廃棄物処理の現状を踏まえるとともに、社会構造の変化等により生じた諸課題に対処するため、現計画を見直し新たに「第4次大分県廃棄物処理計画(H28~H32)」を策定する。

2 計画の位置付け

- ●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく法定計画
- 大分県長期総合計画の部門計画である大分県環境基本計画の廃棄物・リサイクル対策 を実行するための個別計画
- 非常災害時における廃棄物に係る事項について、本計画に概要を示すとともに、具体的な事項については別途「大分県災害廃棄物処理計画」を策定



3 計画の対象廃棄物



(※1) 「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る危険性の高い一般廃棄物又は産業廃棄物をいう。

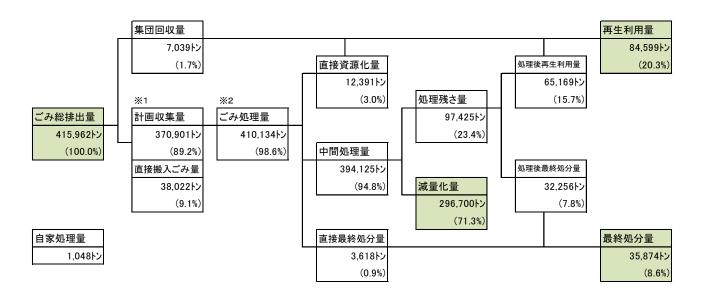
(※2) 20種類の廃棄物とは、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、汚泥のコンクリート固形化物等の産業廃棄物を処分するために処理したものをいう。

第Ⅱ・Ⅲ章 廃棄物の現況と将来目標

一般廃棄物

1 排出、処理状況

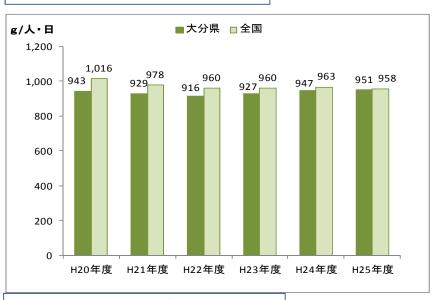
● 直近の平成25年度実績では、ごみの総排出量は416千トン。うち85千トン(20%)が再生利用され、36千トン(9%)が最終処分されている。





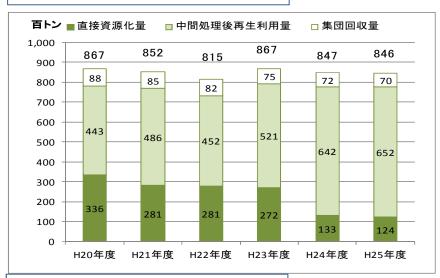
ごみの総排出量は横ばい状態で推移している。

図1 ごみ総排出量の推移



一人1日あたりのごみ排出量 は全国平均以下であるが、近 年その差が縮まってきている。

図2 一人1日あたりのごみ排出量の推移



再生利用量については、横ば い状態で推移している。

図3 再生利用量の推移



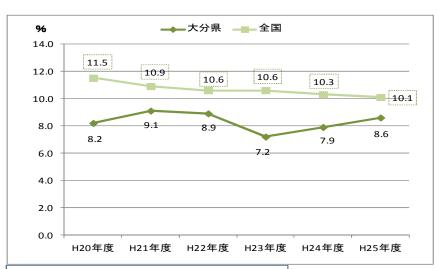
再生利用率については、全国 平均並みである。

図4 再生利用率の推移



最終処分量については、概ね 横ばい状態であるが、近年増 加傾向にある。

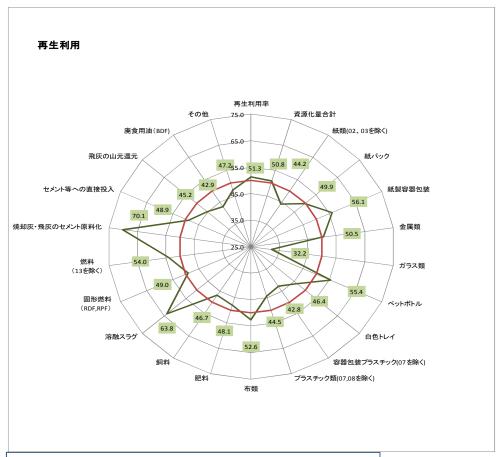
図5 最終処分量の推移



平均を下回っている。

最終処分率については、全国

図6 最終処分率の推移



全体では全国平均 並みであるが、灰 のセメント化や溶融 スラグとしての利用 は全国平均を上 回っている。 一方、ガラス類の 利用は全国平均を 大きく下回っている。

図7 再生利用品目毎の全国平均との比較(偏差値表示)

2 目標達成状況

● 平成25年度実績を用いて第3次計画の目標達成状況を判断すると、下表のとおり全ての項目で未達成となっている。

一般廃棄物	第3次	目標達成状況	
	実績値(H25) 目標値(H27)		
排出量	416 千トン	369 千トン	未達成
1人1日あたりの ごみ排出量	951 g	876 g	未達成
再生利用率	20.3%	23.4%	未達成
最終処分率	8.6%	7.6%	未達成

3 課題

(1) ごみの減量化

ごみの排出量は横ばい状態であり、一人1日あたりのごみ排出量も全国平均並みであるこから、引続き減量化を図る必要がある。

(2) 再生利用

再生利用率は全国平均並みであるとともに、紙類、ガラス類、容器包装プラスチック類等が 全国平均を下回っていることから、これら品目の利用率向上等により、全体の再生利用率を 上げる必要がある。

(3) 最終処分

最終処分率は全国平均を下回っているものの、最終処分率の推移はほぼ横ばい状態である。

最終処分場の新規確保は困難が予想されるため、既存の処分場の延命化のためにも、最終処分量の減量を図る必要がある。

(4) 施設整備

人口減少社会に見合った広域的な処理施設の整備、大規模災害からの速やかな復旧を 図るための強靱な処理施設の整備、地球温暖化防止のための廃熱回収等を備えた環境配 慮施設の整備を図る必要がある。

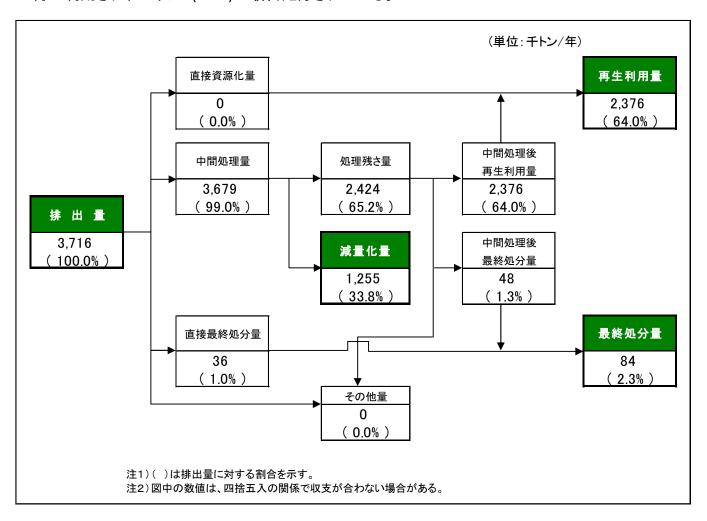
4 目標

- 第4次大分県廃棄物処理計画における一般廃棄物の処理目標について、これまでの施策による取組や国の方針等を踏まえ、以下のように設定した。
- ☆ 平成32年度の総排出量を、平成25年度から約10%減の373千トン以下
- ☆ 平成32年度の一人1日あたりのごみ排出量を、平成25年度から約5%減の901g/人・日以下
- ☆ 平成32年度の再生利用率を、平成25年度から3ポイント増の23.3%以上
- ☆ 平成32年度の最終処分率を、平成25年度から0.6ポイント減の8.0%以下

産業廃棄物

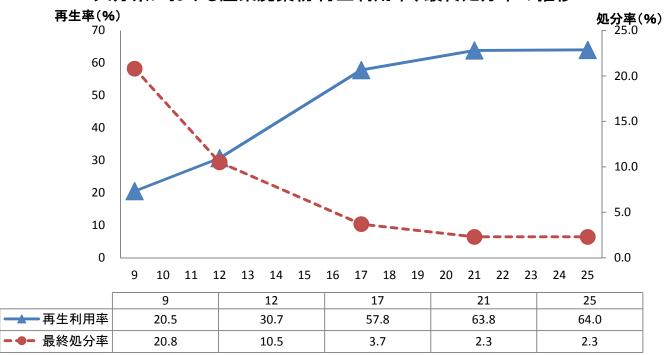
1 排出、処理状況

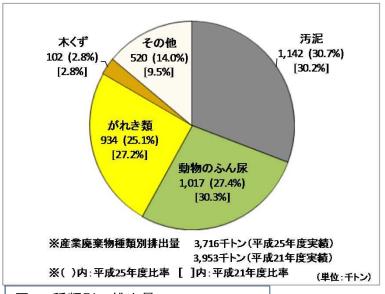
● 直近の平成25年度実績では、ごみの総排出量は3,716千トン。うち2,376千トン(64.0%)が再生利用され、84千トン(2.3%)が最終処分されている。



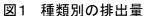
● 再生利用率については、近年その伸び率が鈍化し、ゆるやかな上昇となっている。 最終処分率については、近年ほぼ横ばい状態であり、下げ止まり感がみられる。

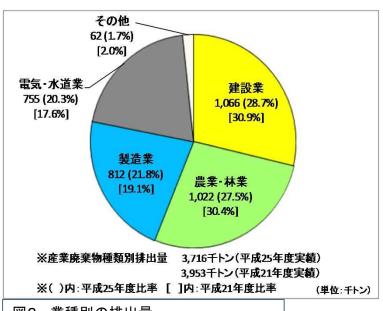
大分県における産業廃棄物再生利用率、最終処分率の推移





汚泥が最も排出量が多く、上位3種類だけで、全体の83.1%を占めている。





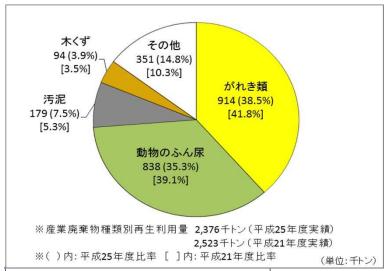
建設業が最も排出量が多く、上位4業種だけで、全体の98.3%を占めている。 電気・水道業では、近年排出量の増加傾向がみられる





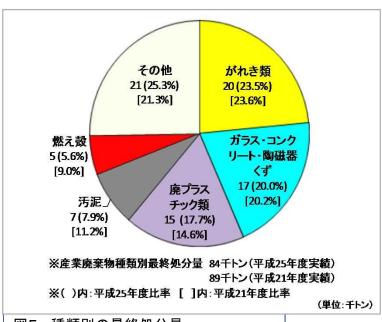
大分地域(大分市)が最も多く全体の38.6%を占めている。 他の地域については、県南地域(佐伯市)を除き、概ね同程度の排出量である。

図3 地域別の排出量



がれき類が最も多く、上位3種類で、 全体の81.3%を占めている。

図4 種類別の再生利用量



再生利用量の最も多いがれき類が最終処分量でも最大となっている。これは、がれき類の排出量が第3位と多く、再生利用されても、なお、一定程度の割合で最終処分されていることによる。

また、最終処分量の上位3種類はいずれも安定型品目であり、全体の過半を占めている。

図5 種類別の最終処分量

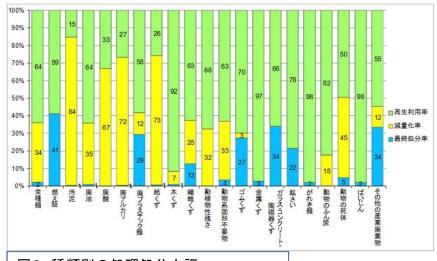


図6 種類別の処理処分内訳

再生利用率は、

(再生利用量÷排出量)で計算するため、汚泥等の減量化率の高い種類は、再生利用率が低くなる。

● 産業廃棄物の広域移動については、下表のとおりであり、大分県内への搬入量が搬出量の 約10倍と搬入過多の状況である。

県内に搬入された中間処理目的の産業廃棄物は大半が再生利用されている。 また、県内最終処分量の約3分の2を県外搬入産業廃棄物が占めている。

(単位: 千トン)

	県内搬入量	県外搬出量
中間処理目的	1,279	147
最終処分目的	158	2

● 不法投棄の状況については、近年大規模な事案(投棄量10トン以上)は無いものの、小規模な事案は依然として後を絶たない状況である。

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
投棄件数 (投棄量10トン未満)	106 (34)	107 (38)	117 (22)	87 (25)	104 (42)
投棄件数 (投棄量10トン以上)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

注:()内は大分市所管分で内数

2 目標達成状況

● 平成25年度実績を用いて第3次計画の目標達成状況を判断すると、下表のとおり排出量、再生利用率については達成しているものの、最終処分率については未達成である。

産業廃棄物	第3岁	日福泽代华四	
	実績値(H25)	目標値(H27)	目標達成状況
排出量	3,716 千トン	4,028 千トン	達成
再生利用率	64.0%	63.9%	達成
最終処分率	2.3%	2.0%	未達成

3 課題

(1) 排出事業者の課題

- ・年間1000トン以上の廃棄物を排出する多量排出事業者からの産業廃棄物が、全体の68%を占めていることから、多量排出事業者のさらなる排出抑制、再生利用の取組を促進する必要がある。
- ・排出事業者が産業廃棄物を処理委託する場合は、委託基準を遵守する必要があるが、 一部事業者に違法な処理委託がみられることから、排出事業者責任の周知徹底を図る必要 がある。

(2) 処理処分における課題

- ・家屋解体後の木くずや畜産業における動物ふん尿等について、単に廃棄物処理として取り扱うのではなく、地域の未利用資源としてバイオマス発電等に活用していく必要がある。
- ・廃棄物の不法投棄が依然後を絶たないことから、監視体制の強化・充実を図り、早期の 不法投棄把握、改善指導に取り組むほか、「おおいたうつくし作戦」の展開等により、不法投 棄をさせない地域づくりを進める必要がある
- ・県内に搬入される産業廃棄物について、最終処分を目的としたものが急増しており、県内全体の最終処分量の3分の2を県外産業廃棄物が占めていることから、県内搬入の事前協議等を通じて、適正な処理体制を確保する必要がある。

4 目標

- 第4次大分県廃棄物処理計画における産業廃棄物の処理目標について、現況は国の方針を 上回る内容であることから、これまでの取組等を踏まえ、以下のように設定した。
- ☆ 平成32年度の総排出量を、平成25年度から約2%減の3,640千トン以下
- ☆ 平成32年度の再生利用率を、平成25年度から0.3ポイント増の64.3%以上
- ☆ 平成32年度の最終処分率を、平成25年度から0.3ポイント減の2.0%以下

第Ⅳ章 廃棄物の減量及び適正処理に向けた施策

「おおいたうつくし作戦」 ・ライフスタイルの見直しに向けた意識啓発・ の展開による循環型社 ・生産・流通構造の見直しに向けた施策展開 会構築の気運の醸成 施策 1 循環型社会 NPO・市民団体等が連 2 ・レジ袋無料配布の中止~マイバック運動の推進 携した3R推進の取組 の構築に向け ・「マイボトル(カップ)」「マイ箸」の使用促進 ・集団回収時のごみの分別の徹底促進 た意識改革 県民・市町村・事業者へ 3 再生品・優良事業者の情報提供 の情報提供 ・四季折々キャンペーンの推進 ・環境教育・環境学習等の推進 減量化及び再資源化、 ・2Rの推進 1 最終処分量削減の推進 ・資源ごみ分別収集の徹底及び再資源化の促進 焼却灰等の再資源化の促進 環境技術の創出や導入 ・処理が困難な廃棄物の実態把握 2 の支援 技術開発・調査研究の推進 ・回収・再生事業者への支援 ・ごみの種類に応じたリサイクルの仕組みづくり 市町村が行う減量化等 般 3 の施策の支援 ・分別収集(特に生ごみ)の促進 施筆2 廃 減量化及び ・地球温暖化、省・創工ネに配慮した施設の整備促進 棄 4 中間処理施設の整備 ・中間処理(破砕・選別等)による再資源化の推進 再資源化の 物 ・市町村リサイクル施設の整備促進 対 推進 災害対策の強化 策 各種リサイクル制度の 各種リサイクル法の推進 (5) 取組 ・小型家電リサイクル法への対応 廃棄物系バイオマスの 食品廃棄物の有効利用 6 利活用の推進 ・廃食油等の再生資源としての利活用等の推進 ・木質系バイオマス(木くず等)の有効利用 ・ごみ処理の有料化(料金の見直し、啓発活動等) 0 経済的手法の導入 一般廃棄物処理コスト分析の推進 ・新しい枠組みによる広域化の促進 循環型社会形成推進交付金制度の有効活用 1 広域処理の推進 ・PFI等民間活力を活用した施設整備の推進 施策3 焼却灰等の再資源化の促進 適正処理の 最終処分場の確保及び 最終処分場の整備促進 2 延命化 推進 ・災害時における廃棄物の適正処理の確保 災害廃棄物の処理シス 3 災害廃棄物の処理体制の強化 テムの構築 災害廃棄物処理に係る産業廃棄物処理施設の活用 取扱に留意を要する廃 ・石綿含有廃棄物の適正処理の促進 4 棄物への対応 ・感染性廃棄物の適正処理の促進

第V·VI章 廃棄物処理施設の整備に関する事項

産業廃棄物

● 中間処理施設については、下表のとおり現在の処理施設で将来発生量(予測)を十分処理 できる見通しである。

					(単位:トン/日)		
施設の区分		処理能力 (平成26年4月1日現在)		日平均排出量			
				H25 年度	H32年度 (予測)		
	脱水施設	9, 774					
		乾燥施設	500	20, 706		3, 130	3, 253
	汚泥 	焼却施設	10, 112				
中間処理施設 廃油		コンクリート 固形化	320				
	廃 油	油水分離施 設	28, 196	41, 452		100	96
	光 加	焼却施設	13, 256				
	廃酸・廃アルカリ	中和施設			39, 195	243	229
廃フ	廃プラスチック類 破砕施設 焼却施設	破砕施設		1,037	10 070	120	196
			11, 035	12, 072	139	136	
	上記以外の焼却施	設			11, 484	305	296

[「]上記以外の焼却施設」の日平均処理量(トン/日)は紙くず・木くず・繊維くず等の焼却処理対象となる廃棄物の合計値とした

● 最終処分場については、平成32年度で10年分の残余容量を確保することを目標としているが、下表のとおり現状のまま推移すれば、目標を満たすことができない見通しである。

施設の区分	区分	残余容量 (千㎡)	H25年度 実績 埋立容量(千 ㎡)	H25 残余年数 (年)	
安定型	県内分	0 101	176	E 9	
女正空	県外分	2, 191	238	5. 3	
左 TH 开II	県内分	1 000	30	10.0	
管理型	県外分	1, 286	67	13. 3	
合	計	3, 478	511	6.8	

● これらの状況を踏まえ、今後の本県における産業廃棄物処理施設の整備方針を次のとおり 定める。

産業廃棄物処理施設の整備方針

~ 適正な配置・円滑な設置 ~

1 整備目標

① 中間処理施設

再利用及び排出抑制に努めてもなお必要となる中間処理について、エネルギー回収等を行うための施設を優先し、その他の施設は地域ごとの排出量に応じた能力を確保できるよう整備することを目標とする。

② 最終処分場

●共通事項

- ・ 再利用及び排出抑制に努めてもなお最終処分場の確保は、地域産業の維持及び 発展に不可欠であるが、設置される処分場の周辺住民の不安や不公平感が大きい ことを踏まえ、県内排出量に応じた適当な規模の処分場を地域ごとに整備する。
- ・ 最終処分場の整備目標は、平成32年度において、10年分程度の残余容量を確保 する。
- ・ 県外で発生する産業廃棄物の埋立を主目的とした整備は、施設の短命化を促進することにより県内で発生する産業廃棄物の安定的な処理の支障となるおそれがあるとともに、短命化に伴い新たな設置計画が多発する事は周辺住民の不安を増やすこととなる。このため、最終処分場の新たな設置又は拡張について、県外で発生する産業廃棄物の埋立を主目的とした整備を抑制する。

●安定型最終処分場

・ 現在の状況のまま推移すれば、平成32年度には安定型最終処分場の残容量が枯渇する見通しであることから、地域及び県内で発生する産業廃棄物の埋立処分量に応じた適当な規模の処分場を確保する。

●管理型最終処分場

・ 現在の状況のまま推移すれば、平成32年度において約6年分の残容量しか確保できない見通しであることから、県内の排出量に応じた適当な規模の処分場は必要である。

2 基本的な方向

- ① 地域・県内処理を基本とした処理施設の整備
- ② 排出事業者責任に基づく民間事業者による処理施設の整備
- ③ 地域住民の理解と協力を得た処理施設の整備
- ④ 周辺地域の生活環境に配慮した処理施設の整備
- ⑤ 再生利用率の向上・埋立処分の減量化・地球温暖化の防止に配慮した処理施設の整備
- ⑥ 災害廃棄物の処理協力可能な処理施設の整備

3 公共関与による処理施設の整備

最終処分場については、当計画策定時点では不足していないが、民間事業者による新たな処分場の確保が進まない場合には、将来的に十分な処分容量を確保できず、県内の生活環境保全や健全な産業活動の発展に支障が生ずる場合も想定される。また、処分場の不足が無い現状においても、排出事業者は「県や市が関与する公共処理施設の整備」を希望している。

これらを踏まえ、今後、民間事業者による処理施設の整備動向や最終処分場の残余容量、 及び、市町村によるいわゆる併せ産廃処理の実施状況等を勘案しながら、産業廃棄物税を 活用した県の関与による処理施設の整備についても検討する。

4 住民の不安の解消、不信感の除去のための措置

- ① 産業廃棄物処理施設を設置しようとする者(以下「処理施設設置者」という。)は、処理 施設の設置に当たり、説明会の開催等により事業内容等について十分説明し、関係住民 と相互理解を深めるよう努める。
- ② 処理施設設置者は、処理施設の設置に当たり、関係住民と処理施設の維持管理等について生活環境保全に関する協定を締結できるよう努める。
- ③ 県は、予算の範囲内において、処理施設設置者等が行う処理施設周辺の環境整備及び住民の利便に供する施設の整備に要する経費の一部を助成する。
- ④ 県は、住民の不安感、不信感を除去するための啓発等に努める。

5 県、市町村、処理施設設置者の役割

- ① 県は、処理施設の適正な配置及び円滑な設置を図るため、関係市町村との密接な連携の もとに、処理施設設置者に対し、適切な指導及び助言を行うものとする。
- ② 市町村は、処理施設の円滑な設置及び当該市町村の区域内において排出される産業廃棄物の適正な処理に関する県の施策に協力するものとする。
- ③ 処理施設設置者は、処理施設の円滑な設置及び運営を図るため、関係市町村及び関係住民の理解と協力を得るよう努めるものとする。また、非常災害の発生時は市町村の災害廃棄物処理に協力するものとする。

第Ⅲ章 計画推進に向けた関係者の責務と役割

県民の役割

- ごみをなるべく出さないライフスタイルの実践
- ごみの分別の徹底
- 行政施策への協力

事業者の役割

- 環境に配慮した事業活動
- 3Rに配慮した製品の製造、販売
- 排出事業者責任の遵守

処理業者の役割

- 安定定期な処理体制の確保
- 廃棄物処理基準の遵守
- 環境負荷の低い処理処分の実践
- 再生利用率向上の取組

市町村の役割

- 地域住民への普及啓発活動の実施
- 地域の環境保全活動の支援
- 不適正処理に対する監視指導
- 効率的な一般廃棄物処理の実施
- 災害廃棄物処理体制の確保

県の役割

- 処理計画の推進
- 環境保全啓発活動の実施
- 県民、事業者の自主的取組の推進・支援
- 不適正処理に対する監視指導
- 優良産廃処理業者の周知・活用の推進

おわりに

県では、県民の皆様・事業者・処理業者・市町村の協力と連携のもと、「第4次大分県廃棄物処理計画」に掲げた施策を着実に実施することにより、廃棄物等の循環的利用・適正処理をさらに推進し、本県の恵み豊かな自然環境を守り、資源循環型社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

